




発表項目 (行事名)	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (疑い事例 根室振興局・標津町)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 11月6日に標津町内で死亡野鳥(タンチョウ)2羽が回収され、8日に、そのうち1羽について、環境省が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。</p> <p>○ 今後、同省が国立環境研究所に依頼して、高病原性の検査を実施します。また、同省は、回収地点の半径10kmの区域内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化することとしています。</p> <p>【野生動物対策課 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ情報ページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/birdflu.html</p>  <p>〈今後の道の対応〉</p> <p>(1) 根室振興局は、野鳥監視重点区域において、野鳥の大量死等の有無について監視を強化します。なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(2) 回収地点から半径3kmの区域内には立入検査を必要とする家きん飼養農場(100羽以上飼養)はないことを確認済みです。なお、現時点で道内の家きん飼養農場において、異状を認める報告はありません。</p> <p>(3) 根室振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p> <p>(4) 死んだ野鳥を発見した場合には、素手で触らずに、根室振興局保健環境部環境生活課自然環境係(0153-24-0257)に連絡してください。</p>		
参考	<p>○ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であり、病原性は未確定です(高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません)。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	<p>同時配付 環境省、道政記者クラブ</p> <p>同時レク</p>		
担当(連絡先)	<p>・根室振興局保健環境部環境生活課長 永井 秀和(電話:0153-22-2810)</p> <p>・根室振興局産業振興部農務課長 白岩 光康(電話:0153-22-2805)</p>		